

ハラスメント等の防止等のために九州看護福祉大学学生が認識すべき事項についての指針(ガイドライン)

第1 ハラスメント及び性暴力(以下、「ハラスメント等」という。)を行わないために学生が認識すべき事項

1 意識の重要性

ハラスメント等をしないようにするために、学生は他の学生と接するにあたり次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと
- (2) お互いが大切なパートナーであるという認識を持つこと
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識、異性を劣った性として見る意識をなくすること
- (4) 偏見をなくし、一人ひとりの個性を認めあうこと

2 基本的な心構え

学生は、ハラスメント等に関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には、個人間、その人物の立場等により差があり、ハラスメント等にあたるか否かについては、相手の判断が重要であること
具体的には、次の点について注意する必要がある。
 - ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること
 - ② 不快に感じるか否かには個人差があること
 - ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと
 - ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと
- (2) 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと
- (3) ハラスメント等であるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと
ハラスメント等を受けた者が、ハラスメント等の行為を行う者との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。
- (4) 学内におけるハラスメント等にだけ注意するのではなく、学外におけるハラスメント等についても十分注意する必要があること

3 セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントとは、性的な言動や固定的な性別役割を押し付けることによって、相手に肉体的、精神的な苦痛や困惑、不快感を与えることである。

同性や多様な性的指向、性自認に対するハラスメントもセクシュアルハラスメントに該当する。

- (1) 不特定の相手に向けて
 - 性的な関心、欲求に基づくもの
 - ・ スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
 - ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと

- ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」などと言うこと
- ・ 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること
- 性別により差別しようという意識等に基づくもの
 - ・ 「男なんだから」、「女のくせに」など性別役割意識に基づく発言をすること
 - ・ 合宿、課外活動等で、お茶くみや食事の支度、洗濯などを女性のみを担当させること
 - ・ 性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすること
- (2) 特定の相手に向けて
 - ・ 交際を迫り、しつこくつきまとうこと
 - ・ 恋愛経験や性体験、交際相手の有無などについて、しつこく質問すること
 - ・ 卑猥な行為を無理強いすること
 - ・ 本人が嫌がることをSNS上に書き込むこと
 - ・ 何度も電話をかけたたり、メール等を送り、断ってもやめないこと

4 パワーハラスメントになり得る言動

パワーハラスメントは、主に修学上の優位性を利用し行う不適切な言動、指導を指すが、これは、先輩・後輩等、上下関係や優位関係が存在する「サークル」や「ゼミ」でも起こる場合がある。

- (1) パワーハラスメントの主なタイプ
 - ・ 攻撃型(人前で怒鳴る、机などをたたいて脅かす)
 - ・ 否定型(人格・能力等を否定する)
 - ・ 強要型(自分のやり方を押しつける、責任をなすりつける)
 - ・ 妨害型(何もさせない、必要な情報を与えない)
- (2) パワーハラスメントの具体例
 - ・ 一人だけを仲間はずれにすること
 - ・ 大勢のいるところで罵倒すること
 - ・ 伝統だからとして、本人の望まないことを無理強いすること
 - ・ OBやOGが自分たちが学生だった頃の慣習を押しつけること
 - ・ 部やサークルをやめたいと意思表示しても認めないこと
 - ・ 椅子を蹴飛ばしたり、ものを投げつけたりすること
 - ・ 「こんな失敗をするやつは消えてしまえ」等、暴言を吐くこと
 - ・ 他の学生を学外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること
 - ・ 他の学生の性的指向、性自認や病歴などの機微な個人情報に当該者の了承を得ずに他の者に暴露すること

5 懲戒処分

自身の言動が人権を侵害する行為(ハラスメント行為を含む)と大学が判断した場合、性暴力等を行った場合は九州看護福祉大学学学生懲戒規程に基づき懲戒する。

第2 ハラスメント等に起因する問題が生じた場合において学生に望まれる事項

1 基本的な心構え

学生は、ハラスメント等を受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと
ハラスメント等を見たり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということを認識することが大切である。
 - (2) ハラスメント等に対する行動をためらわないこと
「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメント等をなくすことは自分だけの問題ではないと考え、勇気を出して行動することが求められる。
- 2 ハラスメント等の被害を受けたと思うときに望まれる対応
- 学生はハラスメント等を受けた場合、次のような行動をとるようにする。
- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること
ハラスメント等に対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。
 - (2) 信頼できる人に相談すること
まず、友人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。そこで解決することが困難な場合には、ハラスメント等相談員、学生相談室など学内の相談体制を利用する。相談は、学外実習、インターンシップ、就職活動等の本学の活動において、本学の構成員以外から受けたハラスメント等についても相談できる。なお、相談するにあたっては、ハラスメント等が発生した日時・内容等について記録したり、メールの保存、第三者の証言も有効である。
- 3 ハラスメント等の被害についての相談を受けた場合またはハラスメントに気付いた場合に望まれる対応
- ・ 自分で解決しようとせず、相談内容または気付いた事について正確に相談者に伝える。
その際知り得た内容について、その他の者には言わないこと